ホチキスは使用せず、
クリップ等で留めて提出してください

令和9年度（令和8年分）給与支払報告書（総括表）

提出日　令和9年　　月　　日
提出先　鎌　倉　市　長

法定提出期限：令和9年2月1日（期限厳守）

指定番号	

フリガナ	
名　称	
給与支払者 書類送付先	
給与支払者の 個人番号または法人番号	
代表者職氏名	
問い合わせ先 （担当者及び税理士等）	氏名　　電話番号

◎上記の印字内容に変更がある場合は、朱書きで訂正してください。
◎総括表と個人別明細書はホチキスではなく、クリップで止めてご提出ください

特別徴収の納入書	□ 必要　□ 不要
前職分の給与を含む個人別明細書がありますか。	□ はい　□ いいえ

※前職分の給与を含む個人別明細書がある場合は、前職分の給与・社名等を個人別明細書の摘要欄に記載してください。
総括表にて特別徴収を希望される乙欄適用者については乙欄適用（普通徴収）を優先いたします。

鎌倉市への報告人員		
住民税の徴収方法	特別徴収対象者（給与天引）	名
	普通徴収対象者（個人納付）	名
	合計	名

符号	普通徴収切替理由欄（普通徴収希望の内訳）	人数
普A	総従業員数が2名以下 （下記「普B」～「普F」に該当する全ての（他市町村分を含む）従業員数を差し引いた人数）	名
普B	他の事業所で特別徴収　（例：乙欄適用者）	名
普C	給与が少なく税額が引けない（例：住民税非課税の場合など）	名
普D	給与の支払いが不定期　（例：給与の支払いが毎月でない）	名
普E	事業専従者　（個人事業主のみ対象）	名
普F	退職者又は退職予定者（5月末まで）及び休職者	名
普通徴収希望人数合計		名

◎上記「普通徴収希望（個人納付）」欄の内訳を記入してください。
◎普通徴収希望の方の個人別明細書の摘要欄に、該当する符号（普A、普Bなど）を記入してください。
◎「普通徴収切替理由欄」は総括表から切り離さないでください。

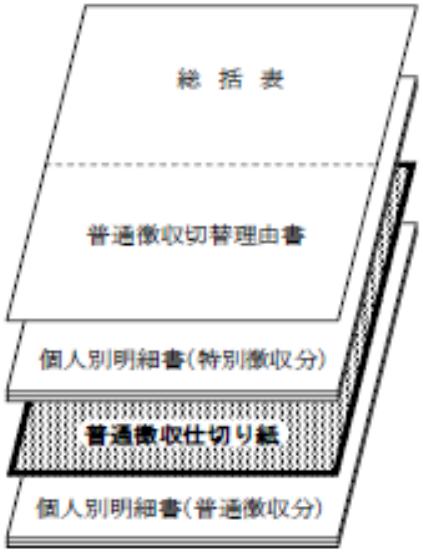
受付日付印

キリトリ線

普通徴収仕切り紙

退職等で、特別徴収できない方の給与支払報告書(個人別明細書)を提出される場合は、こちら側を普通徴収仕切り紙としてお使いください。

【綴り方】



給与支払報告書の提出について〈この総括表のご利用方法〉

（令和９年度 令和８年１月１日から12月31日までの給与等の支払分の報告）

1　給与支払報告書をeLTAX等の電子申告提出する場合、この総括表は不要です。
2　給与支払報告書（個人別明細書）を書面で郵送提出する際は、キリトリ線右側を「総括表」として一緒に提出してください。（個人別明細書の書式は裏面参照）
3　提出期限（令和９年２月１日）までに提出してください。早めの提出にご協力をお願いします。（地方税法第317条の６）
4　令和９年１月１日現在、鎌倉市在住の従業員又は役員がいない場合は、給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を鎌倉市へ提出する必要はありません。
ただし、令和８年途中で退職し、退職日現在において鎌倉市在住の従業員または役員がいる場合は、キリトリ線右側の総括表とその従業員等の給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を一緒に提出してください。

鎌倉市特別徴収義務者 指定番号	

5　会計ソフトなどで作成した総括表を使用し、書面で郵送提出する場合、この総括表を同封してください。貴社作成の総括表に指定番号と下記の報告人員の徴収方法の内訳を記載してください。（例：特徴○名・普徴△名・合計□名）

〒248-8686　神奈川県鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市役所総務部市民税課市民税担当
TEL　0467-61-3921

給与支払報告書の提出に関する注意事項

【給与支払報告書（総括表・個人別明細書）について】

会社や事業所を経営されている方は、令和８年中（令和８年１月１日から令和８年12月31日まで）に従業員または役員（事業専従者を含む）（「受給者」という）への給与の支払いがあった場合に、令和９年２月１日までに給与支払報告書を、受給者の令和９年１月１日現在（退職の場合は退職日現在）における住所地の市町村長に提出しなければなりません。（地方税法第317条の６）

【給与支払報告書（総括表）について】

鎌倉市への報告人員		
住民税の徴収方法	特別徴収対象者（給与天引）	① 名
	普通徴収対象者（個人納付）	② 名
	合計	③ 名

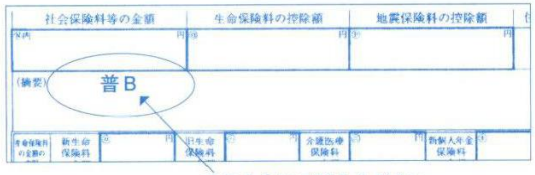
鎌倉市への報告人員欄は、必ずご記入ください。
今回提出する給与支払報告書（個人別明細書）のうち、

①に　特別徴収の人数（給与天引）、
②に　普通徴収の人数（個人納付）、
③に　①と②の合計人数（今回の報告人員数）
をご記入ください。

該当の人員がいない欄には「0名」とご記入ください。

令和８年１月から12月までの期間において、鎌倉市在住の従業員等に給与を一切支払っていない事業者は、鎌倉市へ総括表・給与支払報告書どちらも提出不要です。

普通徴収人員（上記②）がいる場合は、普通徴収切替理由欄に内訳人数をご記入のうえ、該当する方の個人別明細書の摘要欄に、該当する符号（普A～普F）をご記入ください。



このようにご記入ください。

【個人住民税の特別徴収制度について】

所得税の源泉徴収義務のある事業者の方は、個人住民税についても、特別徴収の方法により納税することが義務付けられています。（地方税法第321条の４）

個人住民税の特別徴収とは、事業者（給与支払者）の方が、毎月の給与の支払時に、個人住民税を給与から差引いて徴収し、従業員の方に代わって市町村へ納入する制度です。（地方税法第41条、同第321条の３）

【eLTAX（エルタックス）による電子申告提出について】

地方税共同機構が提供する電子申告（eLTAX）を利用すると、従業員等の住所地である市区町村に給与支払報告書を一括送信することや源泉徴収票を同時に作成したり、住民税の毎月の納付手続きを電子的に行うことができ、全ての地方公共団体へ一括納付することもできます（共通納税）。また、個人住民税の特別徴収税額決定通知をデータで受け取ることが選択できて、書面よりも早く受け取ることができます。

eLTAXの利用に関しては、eLTAXホームページ、もしくはeLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください。

※　鎌倉市ではeLTAXの操作方法等のお問い合わせを受けることができませんのでご了承ください。

eLTAX地方税ポータルシステム

【eLTAX 等による電子申告提出の義務について】

基準年（前々年）に税務署への源泉徴収票の提出枚数が30枚以上の事業者（給与支払者）は、給与支払報告書について「eLTAX」による電子申告提出又は光ディスクによる提出が、法律により義務化されています。（地方税法第317条の６）

税制改正により、今後、義務化の対象となる事業所は拡大する見込みです。初めてeLTAXを利用する場合、利用届出等が必要となりますので、お早目の準備手続きをお勧めします。

eLTAX を利用して、個人住民税の給与支払報告書を作成・一括送信することで、給与支払報告書は従業員等の住所地市町村に提出され、源泉徴収票も事業者(給与支払者)の所管税務署に提出されたとみなされます。
eLTAX による提出を推奨しており、電子申告提出が義務でない事業者の方につきましてもeLTAX による提出にご協力をお願いします。